

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会 令和5年1月23日決裁分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200152 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200114 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成31年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成31年3月31日から同年4月1日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

請求者のA社における平成30年7月10日の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

平成30年7月10日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和57年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成31年3月31日から同年4月1日まで
② 平成30年7月10日

A社で育児休業を取得していた期間のうち、請求期間①については、保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっており、請求期間②については、標準賞与額の記録がない。

請求期間①については、A社に在籍しており、請求期間②については、同社から賞与の支払を受けたので、調査の上、請求期間①及び②について、保険給付に反映するよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された請求者の社員記録及び雇用保険記録により、請求者が請求期間①に同社に在籍していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく育児休業期間中（平成30年*月*日から平成31年*月*日まで）に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、日本年金機構に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者のA社における資格喪失年月日は、平成31年4月1日であると認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、A社から提出された請求者の年間給与台帳により確認できる請求期間①の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額から18万円とすることが妥当である。

2 請求期間②について、A社から提出された年間給与台帳及び請求者から提出された預金通帳により、請求者が請求期間②において、同社から7万円の賞与の支払を受けたことが確認

できる。

また、オンライン記録によると、前述のとおり、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく育児休業期間中（平成30年*月*日から平成31年*月*日まで）に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、日本年金機構に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求期間②に係る標準賞与額については、前述の給与台帳における賞与支給額から7万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200055 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200115 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年 9 月 1 日から令和元年 10 月 1 日まで

私は、A社から厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）に誤りがあり、本来よりも低い額で標準報酬月額が決定されていたため、算定基礎届の訂正届を提出したが、請求期間については保険料徴収権の時効が既に完成していたため、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている旨の説明を受けた。

私は差額の保険料を追加で支払う意思があるのに、A社の訂正届の提出が遅れたことにより、時効により保険料を納付できず、私の年金が減額となることは納得できないので、調査の上、保険給付に反映するよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年11月11日に、A社が請求者に係る令和元年度の算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出したことから、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として13万4,000円（訂正前の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額である9万8,000円を除く。）と記録されている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された請求者の給与支給明細書によると、請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（13万4,000円）は、オンライン記録により確認できる訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録により確認できる訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200315 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200116 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 25 年 2 月 1 日から平成 24 年 8 月 2 日に訂正し、同年 8 月から平成 25 年 1 月までの標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

平成 24 年 8 月 2 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 51 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 8 月 2 日から平成 25 年 2 月 1 日まで

平成 24 年 8 月 2 日に A 社に入社し、平成 26 年 2 月 25 日に退職するまでの間、正社員として勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

給与明細書を提出するので、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 24 年 8 月 2 日に訂正し、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された給与明細書及び平成 24 年分給与所得の源泉徴収票並びに A 社から提出された賃金台帳及び運転者台帳（労働者名簿）により、請求者は請求期間において、同社に勤務し、事業主により給与を支払っていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

したがって、請求期間については、前述の給与明細書、賃金台帳及び A 社の回答から判断すると、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないと認められることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

しかし、前述の運転者台帳（労働者名簿）及び A 社の回答から、請求者は請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたものと認められることから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 24 年 8 月 2 日に訂正し、同年 8 月から平成 25 年 1 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書及び日本年金機構の回答により認められる報酬月額に見合う標準報酬月額から、30 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 24 年 8 月 2 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200312 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200117 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の支払年月日を平成30年7月15日から同年7月16日に、同年12月15日から同年12月17日に訂正し、平成29年12月15日、平成30年7月16日及び同年12月17日の標準賞与額を63万円に訂正することが必要である。

平成29年12月15日、平成30年7月16日及び同年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月15日、平成30年7月16日及び同年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年12月15日

② 平成30年7月16日

③ 平成30年12月17日

A社から支払われた請求期間①から③までの各期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映しない標準賞与額と記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から③までの各期間に同社から賞与の支払を受け、63万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②及び③の賞与支払日について、A社は、請求期間②に係る賞与支払年月日を平成30年7月15日、請求期間③に係る賞与支払年月日を同年12月15日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に提出しているが、同社の回答及び前述の賞与明細書における支給日から、請求期間②は同年7月16日、請求期間③は同年12月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200313 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200118 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間及び平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までは 18 万円を 19 万円、平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までは 19 万円を 22 万円及び同年 9 月から令和 2 年 4 月までは 20 万円を 22 万円とする。

平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までの期間及び平成 31 年 4 月から令和 2 年 4 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までの期間及び平成 31 年 4 月から令和 2 年 4 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 56 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 9 月 1 日から令和 2 年 5 月 1 日まで

請求期間について、A社が厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を年金事務所に提出する際、報酬月額に交通費及び食事代を加算していないことが令和 4 年 6 月に判明した。

A社は請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 6 月 27 日（受付）に算定基礎届の訂正届を提出したため、当該期間は保険給付に反映されない厚生年金保険法第 75 条本文該当の記録となっているので、調査の上、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間及び平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 1 日までの期間について、A社から提出された賃金台帳、同社の回答及び陳述により、請求者が当該期間において同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間のうち平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間及び平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間及び平成 31 年

4月1日から令和2年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成29年9月から平成30年8月までは19万円、平成31年4月から令和2年4月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間及び平成31年4月1日から令和2年5月1日までの期間について、請求者の算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。以下、本段落において同じ。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成30年9月1日から平成31年4月1日までの期間について、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金保険法第75条本文該当として記録されている標準報酬月額と同じ額である上、当該賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200314 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200119 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 30 年 4 月から同年 8 月までは 19 万円を 20 万円、同年 9 月から令和元年 8 月までは 20 万円を 22 万円とする。

平成 30 年 4 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 4 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 57 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 9 月 1 日から令和 2 年 5 月 1 日まで

請求期間について、A社が厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を年金事務所に提出する際、報酬月額に交通費及び食事代を加算していないことが令和 4 年 6 月に判明した。

A社は請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 6 月 27 日（受付）に算定基礎届の訂正届を提出したため、当該期間は保険給付に反映されない厚生年金保険法第 75 条本文該当の記録となっているので、調査の上、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間について、A社から提出された賃金台帳、同社の回答及び陳述により、請求者が当該期間において同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間のうち平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 30 年 4 月から同年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から令和元年 8 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間について、請求者の算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。以下、本段落において同じ。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 4 月 1 日までの期間及び令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 5 月 1 日までの期間について、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当として記録されている標準報酬月額と同じ額である上、当該賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。